

5. アイルランド

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

展示会や関連イベントなどに製造者登録を行っていない企業が参加する場合、展示会／イベントの主催者に特別な義務を課している ([IEOA ウェブサイト](#)参照)。

アイルランドの法律では、小売業者や地方自治体がセルフ・コンプライアントである者あるいはコンプライアンス・スキームに代わって回収する者以外の者に回収された電気・電子機器を引き渡すことは禁じられている [[SI 340 of Waste Management \(Waste Electrical and Electronic Equipment\) Regulations 2005](#) (以下、WEEE 規制<SI 340 of 2005>)、Article 15]。

またアイルランドでは、ビジブル環境管理コスト (visible Environmental Management Costs : vEMC) を WEEE 指令に従う形で導入している。つまり、小売業者は付則 1 のカテゴリ 2~10 に示される電気・電子機器については 2011 年 2 月 13 日までの間、付則 1 のカテゴリ 1 に示される電気・電子機器については 2013 年 2 月 13 日までの間、現状において確認されているコストを超えないことを条件に、2005 年 8 月 13 日以前に上市された EEE で家庭から発生するものも含めた vEMC のコスト表示を認めている。製造者が vEMC の表示を行う場合、流通・販売業者は購入者に対し、請求書や領収書での表示に加えて“the price of this item includes a contribution to a producer recycling fund to ensure that waste electrical and electronic equipment is collected and recycled in a responsible manner.”と記した付帯文書を用意することを義務付けている [WEEE 規制 (SI 340 of 2005)、Article 16]。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

アイルランドにおける WEEE 罰則規定は、WEEE 規制 (SI 340 of 2005) (2005 年 8 月 13 日施行) および同修正法 ([SI 375 of 2008](#)) で定められている。

生産者は登録なしに製品を上市することが許されない。卸売業者は未登録の生産者から製品を購入することはできない。既登録の生産者のリストは [WEEE Register](#) のウェブサイトで閲覧可能である。

b. RoHS 罰則規定

アイルランドにおける RoHS 罰則規定は、[SI 341 of 2005 Waste Management \(Restriction Of Certain Hazardous Substances In Electrical And Electronic Equipment\) Regulations 2005](#) [以下、RoHS 規制 (SI 341 of 2005)] (2006 年 7 月 1 日施行) および同修正法 ([SI 376 of 2008](#)) で定められている。

c. WEEE 国内法違反の事例

[WEEE 国内法](#)に関しては、[調査時点](#) (2009 年 11 月 30 日) までにおいて訴追事例が 6 例となっている。内訳は、小売業者の義務違反が 2 例、製造者の義務違反が 4 例である。

アイルランド環境保護庁 (EPA) が英国 Boots のアイルランド現地法人 Boots Retail Ireland (以下、Boots) を起訴したケースでは、裁判所は Boots に対して 1,200 ポンドの罰金を科し、さらに環境庁の裁判費用として 6,865 ポンドを負担するように命じた (2006 年 1 月、[EPA ウェブサイト](#))。本件で問題となったのは、Boots の店舗で売られていた電気製品の価格に、製造者のリサイクルファンドに対する拠出費用 (Contribution) が組み込まれていることを表記しなかったことである。Boots は同様のことを知らせる広告を新聞に出す義務があったが、それも怠っていた。また、別の判決では英国小売業者大手の Argos が WEEE 料金をカタログに表記せず、また店舗においても WEEE 費用についての表示を行わなかったことが問題になり、1,500 ユーロの罰金が科せられた (2006 年 5 月、[EPA ウェブサイト](#))。

d. RoHS 国内法違反の事例

RoHS 国内法に関しては、[調査時点](#) (=11 月 30 日) までにおいて 1 例が確認されている。これは Euro General Retail Limited が販売したピストル玩具 (鉛汚染) に関するもの。環境保護庁 (EPA) は 09 年 9 月に問題となったピストル玩具 “Toy Foam Pistol with Light and Sound” の回収指令を出したが、EPA によればこれは RoHS に関して EPA が出した初の回収指令であった。これに対し Euro General Retail Limited は控訴したが、11 月に取り下げている ([EPA ウェブサイト](#) 参照)。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認**a. 必要書類**

製造者または販売業者は、供給者から製品に関する証明書を手入れし、証拠書類の確認手

段を持ち、最低 6 年間記録を保持しなければならない。

b. 税関での検査、確認方法、期間、コスト

税関への聞き取り調査によると、通関時に税関では RoHS に関する検査・確認は行われていない。

c. RoHS 対応違反時の対応

RoHS 対応違反時には EPA より商品回収指令が出される（上記違反事例参照）。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

環境・遺産・地方自治省が指定する [WEEE Register Society Ltd](#)（以下、WEEE Register）に登録する必要がある。

b. 登録方法

登録フォームに記入する。フォームは WEEE Register のウェブサイトで購入可能であるほか、同ウェブサイトにてオンライン登録も可能となっている。

登録にかかるコストは、売上高に応じて異なる。例えば 2009 年であれば、150 ユーロ、250 ユーロ、500 ユーロ、1,000 ユーロ、2,000 ユーロの 5 段階に分かれる（[WEEE Register ウェブサイト](#)参照）。

WEEE Register に登録すると登録番号が与えられ、あらゆる請求書、クレジット・ノート、領収書に番号が記載されていなければならない。また、製造者は毎年 1 月 31 日までに登録更新の申請をする必要がある（Article 10 および 11）。

登録した製造者は、毎月市場に投入した電気・電子製品の数量・重量（対象となる場合はバッテリーの重量・構造についても）のデータを WEEE Blackbox に提出することが求められる。さらに、ERP Ireland または WEEE Ireland（いずれも環境・遺産・地方自治省に承認されたコンプライアンス・スキーム）に加入するか、もしくは WEEE 規制 (SI 340 of 2005) の Article 24 [そして対象となる場合は Battery & Accumulators Regulations S.I. No. 268 of 2008 (Article 30)] で定められたところの「セルフ・コンプライアント」であることが求められる。

② 回収の仕組み

a. 回収所設置

一般家庭は1対1（同等交換）の形で小売業者あるいは地方自治体が設けたりサイクルセンターでWEEEを回収してもらえるほか、コンプライアンス・スキームが一般家庭から排出されたWEEEを回収する。一般家庭以外（B2B）からのWEEEは個々の契約に従って回収される。

b. 回収

回収は製造者およびコンプライアンス・スキーム（ERP Ireland および WEEE Ireland）が行う。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

アイルランドから域内で国境を超えるWEEEはすべて'[Transfrontier Shipment of waste \(TFS\)](#)'として[REGULATION \(EC\) No 1013/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 June 2006 on shipments of waste](#)そして[S.I. 419 of Waste Management \(Shipments of Waste\) Regulations](#)で規制される。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

アイルランドで一般家庭で排出されたWEEEの運用が環境・遺産・地方自治省によって認められた組織として[WEEE Ireland](#)と[ERP Ireland](#)がある。

⑤ WEEE回収にかかる消費者のコスト負担

コストはEEE購入時に含まれる。製品によってはビジブルフィー（VF）の形で消費者の負担額がわかるものがある。

⑥ WEEE回収率

EPAの[National Waste Report 2008](#)によると、大型家電・自動販売機の再生率は82%、IT・通信・消費者用機器の再生率は85%、小型家電・照明機器・電気・電子工具・玩具・レジャー/スポーツ用器具・監視/制御用機器の再生率は85%となっている（WEEE Irelandの回答）。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

試算額は存在しない（WEEE Ireland から回答得られなかったため）。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS 国内法の問題点

ネット上で販売を行う業者の中には、流通拠点をアイルランド国内に持っていない企業も存在するが、こうした企業も法律では「生産者」と位置づけられ、回収義務を果たすために国内における事業の場所を指定しなければならないことが課題となっていた。これに対し、08年以降はオンラインでの登録が可能となった（WEEE Ireland からの回答）。

② 国内法対応の相談窓口情報

国内法対応の相談窓口情報は下記の通り。

図表 16 国内法対応の相談窓口情報

相談窓口機関	URL	メールアドレス
EPA（環境保護庁）	www.epa.ie	info@epa.ie
環境・遺産・地方自治省	www.environment.ie	weee@environment.ie
WEEE Register Society	www.weeeregister.ie	info@weeeregister.ie
WEEE Ireland	www.weeeireland.ie	info@weeeireland.ie
ERP Ireland	www.erp-recycling.org	info@erp-recycling.org

出所：各種資料よりジェトロ作成